

- 所得税年額 7,200円の方は、月2,000円
- 所得税年額10,800円の方は、月2,600円
- 所得税年額24,000円の方は、月3,400円

(3) 注意

- 上記の金額等について、詳細は最寄りの福祉事務所でお聞きください。
- 保護者は施設へ納入すべき金額のほか、学校のPTA会費、その他月200円程度の経費がかかります。

(2) 学校附設の寄宿舎に入舎する場合

① 国と県の負担

「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」により、教科用図書の購入費、学校給食費、帰省に要する交通費、および付添人の付添に要する交通費、寄宿舎居住にともなう経費、修学旅行費、学用品の購入費について、保護者の経済事情により、必要な経費の全額または一部を国と県で負担します。

② 保護者の負担

ア、最低の負担ですむ保護者は、月 500円程度
イ、最高の負担を要する保護者は、月 3,500円
程度

ウ、上記「ア」「イ」の中間の保護者は、月
2,000円程度

(3) 自宅等から通学する場合

① 国と県の負担

「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」により、教科用図書の購入費、学校給食費、通学に要する交通費、修学旅行費、学用品の購入費について、保護者の経済事情により、必要な経費の全額または一部を国と

県で負担します

② 保護者の負担

普通の小中学校に通学する場合より軽い負担ですみます。

7 入学までの手続き

(1) 入学志願書の提出

① 昭和37年2月末日までに、居住地の市町村教育委員会に、入学志願書を提出してください。

② 志願書用紙は、この入学案内の最後についてありますから、これを使用してください。

(2) 健康診断の実施

① 昭和37年3月に、福島市、郡山市、会津若松市、平市、原町市で、専門医による健康診断を行ないます。

② ただし、県の児童相談所で行なった巡回相談等に出席した人については、その結果から判定することとし、健康診断をはぶく場合もあります。

③ 健康診断の日時、会場等については、入学志願書の提出者に対し、追って通知します。

(3) 入学を承諾する旨の通知

健康診断の結果により、この学校に入学することが適当であると認められる人については、昭和37年3月末までに、保護者あて、入学を承諾する旨の通知をします。

8 そ の 他

入学志願についてのご相談は、各市町村教育委員会または県教委事務局各出張所でお受けしています。何なりと遠慮なくご相談ください。

入 学 志 願 書

昭 和 年 月 日

福島県教育委員会教育長殿

志願者

保護者

㊞

福島県立養護学校に入学したいので、ご承諾くださるようお願いします